公益財団法人 日本博物館協会
JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

登録審査の観点と確認事項、有識者による助言について

令和８年３月１７日版

※（改正博物館法施行Q&A）⇒ https://museum.bunka.go.jp/post-5354/

	資格要件・登録基準	審査の観点 （公益性を発揮でき、公的支援の対象となるのにふさわしい、もっとも基礎的な要件の内実）	審査の参考書類（例示） ※すべてが必要なわけではない	学識経験等による助言の視点 （学識経験者が現地調査等を経て、今後の望ましい活動・運営を期待して提示する参考意見）
適格要件	**地方公共団体又は地方独立行政法人** 【改正法第13条第1項第1号イ】	・実態のある法人か	・地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例 ・ 地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書	
	次に掲げる要件のいずれにも該当する法人 【改正法第13条第1項第1号ロ】	・実態のある法人か	・法人の法人登記事項証明書	
	博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 【改正法第13条第1項第1号ロ-(1)】 （改正博物館法施行Q&A） <参考:設置法人の適格性> 1 公立博物館の場合 ・地方公共団体が設置する博物館の場合は、当該博物館の設置条例 ・地方独立行政法人が設置する博物館の場合は、当該法人の登記事項証明書 2 私立博物館の場合 ・博物館を設置する法人において、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類 ・博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類 ・博物館を設置する法人において、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類	・法人の運営状況に大きな問題はないか →持続的な博物館経営を確実に行うことができるか	・私立館のみ、設置者である法人が、民事再生法による民事再生手続又は会社更生法による 会社更生手続を受けていないことを宣誓する書類	・博物館が安定的かつ継続的に運営されるよう、事業計画、予算、体制のバランス等から助言
	当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 【改正法第13条第1項第ロ-(2)】 （改正博物館法施行Q&A） ・私立博物館を想定した記載部分であるため、基本的に、その法人が準拠する法律における「役員」を指している ・必要な「知識」「経験」は、経歴書等で「役員」がそれらを有していると判断できれば問題ない	・博物館を適切に運営できる役員がいるか	・私立館のみ役員の経歴、職歴など、役員の知識や経験が分かる資料	・博物館経営における知見の提供

	資格要件・登録基準	審査の観点 （公益性を発揮でき、公的支援の対象となるのにふさわしい、もっとも基礎的な要件の内実）	審査の参考書類（例示） ※すべてが必要なわけではない	学識経験等による助言の視点 （学識経験者が現地調査等を経て、今後の望ましい活動・運営を期待して提示する参考意見）
	当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。 【改正法第13条第1項第ロ-(3)】 （改正博物館法施行Q&A） ・私立博物館を想定した記載部分であるため、基本的に、その法人が準拠する法律における「役員」を指している。 ・必要な「社会的信望」とは、経歴書等で「役員」がそれらを有していると判断できれば問題ない。 ・当該都道府県等の暴力団排除条例に規定する暴力団等と関係がないこと ・税金(法人税，消費税，地方消費税，都道府県税，市町村税等)を滞納していないこと等を目安とすることを想定している。 ・要件を確認するための提出書類等については、上記の事項について該当しないことを確認する誓約書を提出いただく	・コンプライアンスの遵守が見込まれるか	・私立館のみ設置者である法人及びその代者等が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会 的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類（改正博物館法施行Q&A）	・博物館経営における知見の提供
	１年を通じて150日以上開館すること 【改正法第13条第1項第6号】 （施行規則公布通知）留意事項 （12）開館日数の要件については、必ずしも、利用者が実際に来館できる日数のみをもって考えるのではなく、以下に例示するような博物館が外部に対して活動している日数を含めて判断して差し支えない。 1 学芸員による資料の解説等について、利用者からの問い合わせに対して同時双方向でのやりとりができるか、又は即応できる状態にある日 2 収蔵庫を開放して学芸員が博物館資料を解説する機会を設ける日や、利用者の求めに応じて実物資料の閲覧をさせる日 3 地域の社会教育施設等において利用者への学習機会の提供がなされている日 4 デジタル・アーカイブ化した資料に関する講演会、講習会、研究会等が開催されている日	・実態ある活動がなされているか	・要覧や HP 等の公表資料や日報、事業計画等（改正博物館法施行Q&A）	・博物館として実態のある活動がなされるよう、多様な視点から助言

	資格要件・登録基準	審査の観点 （公益性を発揮でき、公的支援の対象となるのにふさわしい、もっとも基礎的な要件の内実）	審査の参考書類（例示） ※すべてが必要なわけではない	学識経験等による助言の視点 （学識経験者が現地調査等を経て、今後の望ましい活動・運営を期待して提示する参考意見）
体制に関する基準	**博物館資料の収集、保管及び展示(電磁的記録を公開することを含む。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。** 【施行規則第19条第1項第1号】 （施行規則公布通知）留意事項 （4）「基本的運営方針」は、博物館の館種、設置者の法人格又は規模によって異なるため、定款や設置条例などに明記されているものや口述記録等、どのように示されるかは問わないものとする（※）。 （5）基本的運営方針の策定においては、博物館が社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められることを踏まえ、その事業を通じて教育、学術及び文化の振興を図り、心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与するものとなるよう留意すること。 ※基本的運営方針の内容が（５）の観点や館独自の使命・目的を示すものである場合	・設置の拠りどころではなく、運営の拠りどころとして、当該施設独自の使命、テーマなどが示されているか ・基本的運営方針のもとで事業計画を実施できるだけの運営体制を有しているか ・適切な方法で公表されているか	・博物館運営の基本的な方針を示した書類（公表方法について付すこと） →定款や設置条例等のほか、館が発行している報告書や冊子類、webで公表しているものを出力したもの等 ※「体制」については他項で確認	・単なる設置目的ではなく、資料の収集、保管、展示、調査研究を実施し、独自の使命と目的を達成するための拠りどころとなる基本的運営方針（＝ミッション・ステイトメント）の策定もしくは見直しについて助言。 ウェブサイトやリーフレット、館内掲示等、利用者と共有することを推奨
	博物館資料の収集及び管理の方針を定め、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第2号】	・館の使命の下に、収集、保管、活用などについて基本方針を示していること。	・博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類 →定款や設置条例等のほか、館が発行している報告書や冊子類、webで公表しているものを出力したもの等 ※動物園水族館等の資料が生体である館種にあっては、飼育展示生物のコレクションプラン等 ※「体制」については他項で確認	・長期的視野に立ったコレクションの収集と管理を行うため、館独自の方針を策定・充実させていく重要性を助言。 ・収集保存の公益的意義の確認と公共財的性格の認識について助言

	資格要件・登録基準	審査の観点 （公益性を発揮でき、公的支援の対象となるのにふさわしい、もっとも基礎的な要件の内実）	審査の参考書類（例示） ※すべてが必要なわけではない	学識経験等による助言の視点 （学識経験者が現地調査等を経て、今後の望ましい活動・運営を期待して提示する参考意見）
	博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第3号】 （施行規則公布通知）留意事項 （６）博物館資料の目録作成においては、法第3条第1項 第3号の規定を踏まえ、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アー カイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・ 鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。	・博物館資料の収集と管理を適切に行うための目録（台帳）を有しているか。 ・計画を実施する体制を擁しているか。	・博物館資料の目録（台帳）等 ※必ずしもすべての資料が台帳に記載されていることを求めるものではない。 ※資料台帳は簿冊、カード、リスト、電子データによるもの等の形式は問わない。 ※デジタル化していれば一部サンプルとして出力。 ※動物園水族館等の資料が生体である館種にあっては、飼育展示生物のインベントリー等 ※「体制」については他項で確認	・館の方針の下で、資料の収集と台帳整備など、収集と管理のプロセスを整備し、受入れから、整理、登録、保存、活用のほか、除籍・処分等まで、長期的な視野に立ったコレクションマネジメントが実施される体制づくりに取り組むよう助言 ・所蔵資料のデジタルアーカイブを含む、目録（台帳）のデジタル公開を推奨
	一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第4号】 （施行規則公布通知）留意事項 （８）博物館資料をデジタル化して展示する施設については、通常の博物館と同様 に法令、条例又は定款等によって設置され、館長、学芸員及びその他の職員が 配置されている場合、展示以外の博物館活動(資料の収集・保管、教育普及、調査研究等)の観点を踏まえることで登録対象と考慮して差し支えない。	・一般公衆に対して展示が行われているか。展示を行うための体制を有しているか ・計画どおりに事業が実施されているか（またはその見込みがあるか） ・計画を実施する体制を擁しているか	・展示の計画及び実績、実施体制を示す書類 → 計画：事業計画（次年度ないしは中長期） 実績：展示図録、チラシ、事業報告書（年報）等 実施体制：組織図、業務分掌、担当者名 ・館の平面図	・常設展を中心に今後求められる展示等についての助言 ・展示を行うための体制に関する助言

	資格要件・登録基準	審査の観点 （公益性を発揮でき、公的支援の対象となるのにふさわしい、もっとも基礎的な要件の内実）	審査の参考書類（例示） ※すべてが必要なわけではない	学識経験等による助言の視点 （学識経験者が現地調査等を経て、今後の望ましい活動・運営を期待して提示する参考意見）
	単独で又は諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第5号】 （施行規則公布通知）留意事項 （７）博物館資料に関する調査研究は、法第3条第1項第 5号に定めを踏まえ、博物館が現に収集、保管等する資料とそれに関連する調査研究のみならず、当該資料が関係する地域や学術分野における調査研究を幅広く含むこと。また、博物館における教育や交流、デジタル化や広報等、博物館の活動一般に関する調査研究を含むこと。 さらに他の博物館や地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努め、国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念に則しながら各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な地域的課題・社会的課題への対応に取り組むことを期待するものである。	・博物館資料、関係する学術分野、博物館活動に関する調査研究をしているか ・調査研究の成果が展示や事業実施に活用されているか ・調査研究を実施する体制を擁しているか	・調査研究の計画及び実績、実施体制示す書類 → 計画：事業計画（次年度ないしは中長期） 実績：別刷り、報告書、資料目録、展示図録、解説シート、研究紀要、調査報告書等 ※「体制」については他項で確認	・今後必要な調査研究活動と、その活用方法や諸機関との連携による調査研究に関する助言 ・多様な地域の団体との連携や情報共有に関する助言
	博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 【施行規則第19条第1項第6号】	・利用者に対して学習機会を提供できているか ・展示や資料等に関する質問に専門的、教育的解説を行う体制を擁しているか	・教育普及活動の計画及び実績、実施体制を示す書類 → 計画：事業計画（次年度ないしは中長期） 実績：活動のツール、実施の記録、事業報告書（年報）等 実施体制：組織図、業務分掌、担当者名	・今後必要な教育普及活動、多様なニーズに応えた学習機会の提供について助言
	研修に職員が参加する機会が確保されていること。 【施行規則第19条第1項第7号】 （施行規則公布通知）留意事項 （９）研修への参加について、博物館資料の収集、保管及 び展示並びに博物館資料に関する調査研究は、学芸員だけが行うものではな く、会計、広報、情報等の事務系職員を含めて取組むものであることを踏まえ、全ての博物館職員が多様な研修に参加する機会を確保すること。	・職員（学芸系職員、事務系職員、その他の職員）の資質向上のため、多様な研修に参加する機会が確保されているか ・業務の一環として研修に参加できているか	・職員に対する研修の実施計画及び実績を示す書類	・当該館に関わる外部の専門的研修や、博物館内で行う研修等、資質向上の実例の紹介

	資格要件・登録基準	審査の観点 （公益性を発揮でき、公的支援の対象となるのにふさわしい、もっとも基礎的な要件の内実）	審査の参考書類（例示） ※すべてが必要なわけではない	学識経験等による助言の視点 （学識経験者が現地調査等を経て、今後の望ましい活動・運営を期待して提示する参考意見）
職員に関する基準	**博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。** 【施行規則第20条第1項第1号】 （施行規則公布通知）留意事項 （10）「館長」とは、その名称と常勤非常勤の別は問わな いが、館の運営に関して判断と意思決定をできる者が務めること。	・館の運営に関して判断と意思決定ができる館長が配置されているか	・館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	・望ましいマネジメント体制の助言 ・職務権限を明示するなど、館長のガバナンスが発揮できるよう助言
	学芸員が置かれていること。 【施行規則第20条第1項第2号】 ※指定施設は「学芸員に相当する職員」 学芸員補の要件までは求めないが、学芸員に相当する者として博物館法第3条に示す博物館の事業に類する事業を遂行できる能力を持ったもの	・博物館法第3条に示す博物館の事業（またはそれに類する事業）を実施するために必要な基礎・専門的知識を持った学芸員（指定施設の場合は学芸員に相当する職員）が配置されているか	・学芸員（または学芸員に相当する職員）の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類	・今後必要な博物館活動や館の使命に見合った学芸員の専門性や資質向上策等について助言 ・少人数の場合は体制の充実や支援体制の構築等について助言
	博物館の運営に必要な職員が置かれていること。 【施行規則第20条第1項第3号】	・博物館法第3条に示す博物館の事業を行うために必要な職員を配置していること	・その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類	・必要な職員が不足している場合、体制の充実や支援体制の構築等について助言
施設・設備に関する基準	**博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。** 【施行規則第21条第1項第1号】	・博物館の活動に必要な施設、設備が置かれているか、また機能しているか ・所蔵資料を安定的に保管し、展示することができる保管・展示環境を備えているか	・博物館の事業に用いる建物及び土地の図面 ・博物館の事業に用いる建物及び土地の保有形態（当該博物館の設置者が自ら所有しているか又は他の主体から借用しているか）を証する書類 ・博物館の事業に用いる建物及び土地を借用している場合は、契約書等の当該借用の条件等を証する書類 ・ファシリティレポート	・施設が十分に備わっていない、または管理されていない場合、助言
	防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 【施行規則第21条第2号】	・所蔵資料の性質に応じて安全に保管、管理できる防災・防犯施設や設備が設置されているか	・博物館の事業に用いる建物及び土地の図面 ・防災及び防犯設備や体制を示す書類 ・ファシリティレポート	・防災・防犯体制が十分でない場合、助言

	資格要件・登録基準	審査の観点 （公益性を発揮でき、公的支援の対象となるのにふさわしい、もっとも基礎的な要件の内実）	審査の参考書類（例示） ※すべてが必要なわけではない	学識経験等による助言の視点 （学識経験者が現地調査等を経て、今後の望ましい活動・運営を期待して提示する参考意見）
	博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 【施行規則第21条第1項第3号】	・利用者の安全及び利便性が確保できる施設や体制が整っているか	・利用者の安全及び利便性の確保に対応している事項を示す書類 →　危機管理マニュアル、ハザードマップ、サービス等の方針 ・ 消防計画、警備計画等 ・動物園水族館等で特定動物（人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物）を飼養している場合は、特定動物飼養・保管許可証	・利用者の安全と利便性確保について助言
	高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。 【施行規則第21条第1項第4号】 （施行規則公布通知）留意事項 （11）「博物館を円滑に利用するための配慮」とは、施設のバリアフリー化や機器の導入のみを意味するものではなく、職員による介助 や随伴といった対応を含むものであり、財政状況や人員体制に応じた想定、工夫及び対応ができる状態を促すものである。	・多様な利用者に対する合理的配慮をおこなっているか ・導入されたサービスが必要に応じて運用できる体制が整っているか	・多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類 → バリアフリー、ユニバーサル化の方針やマニュアル、研修や対応の実績 ※設備や機器の整備だけでなく人的な対応も可	・バリアフリー、ユニバーサルの観点から、トイレ、授乳室、筆談案内、点字案内、救護室（休息室）、視覚障害者誘導ブロック、多言語対応、翻訳サービス等の確認と助言